

## 政治寄付に関わる「外資規制」の合理化

2006年12月25日施行

### **改正前**

外国人持株比率が50%を超えている日本企業については、「主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体」とされ、政治活動に関する寄附は禁止。

### **改正後**

外国人持株比率が50%を超えている日本企業のうち、発行株式が証券取引所において5年以上継続して上場されている株式会社については、政治活動に関する寄附が可能。

上記の企業が寄附を行う際には、寄附を受ける者に、「主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体」であり、発行株式が証券取引所において5年以上継続して上場されていることを文書で通知しなければならない。

なお、外国人持株比率が50%を超えているかどうかは、直近の定時株主総会基準日における発行済株式の保有比率により判定する。

以 上